

令和5年度ガバメントクラウド利用政府
情報システムのネットワーク接続支援に
係る役務等

調達仕様書

令和5年9月
デジタル庁

1. 総則（調達件名）

令和5年度ガバメントクラウド利用政府情報システムのネットワーク接続支援に係る役務等

2. 調達の背景・目的

デジタル庁（以下、「当庁」という。）が提供するガバメントソリューションサービス（以下「GSS」という。）注においては、各府省庁がガバメントクラウド上に構築したシステムとの接続を令和5年度に予定している。

本調達は、各府省庁で利用するクラウドサービスとガバメントクラウド間を GSS-NW を利用して接続するための技術的な調整業務について支援を求めるものであり、G-net の LGWAN との相互接続機能や現行の G-net において利用する IP アドレス帯（以下「G-net IP」という。）の設計内容を踏まえた技術的な支援（例えば G-net IP の払い出しに係る諸作業）等を調達するものである。

（注）当庁において、令和2年度に構築された府省 LAN 間の通信や政府共通システムへの接続を可能とするネットワークの整備を開始した。有線 LAN 及び無線 LAN のアクセスを適切なアクセス制御とともに業務用端末などに供する「エンプラシステム」、府省庁舎やデータセンタなどの間を相互接続するシステムである「拠点間システム」、拠点間ネットワークシステムと連動し、ファイアウォールやアプリケーション制御を行うシステムである「統合システム」、インターネットやクラウドサービスに対して、相互接続するシステムである「IX 接続システム」の4つのサブシステム、と仮想マシンのハイパーバイザ機器や計測機器などで構成されたシステムである「その他（支援システム）」にて構成され、これらを総じてガバメントソリューションサービスと呼称している。

3. 契約期間

令和5年9月20日（火）から令和6年3月31日（日）まで

4. 作業内容

当庁の指示に基づき以下の作業を実施すること。

(1) QA 表の回答作成

各府省庁が、ガバメントクラウド上に構築している各個別システムと GSS との

接続にあたって、各府省庁からの質問事項に関する回答検討、回答内容における内部確認、先方への回答実施。

(2) 手続案内

G-Net と LGWAN の相互接続機能や G-NetIP を利用する場合において、現行 G-Net への申請手続きを要する場合の各府省庁に対する案内の実施。

(3) ガバメントクラウド担当との調整

当庁内のガバメントクラウド担当部署より連携されるガバメントクラウドと GSS 間における調整事項等の内容確認及び対応。

(4) 移行支援（ガイド）

GSS に各府省庁がクラウド環境に構築している個別システムが、接続する場合において、必要となる手続き案内に加えて、ガバメントクラウド利用に係るシステム移行に関するサポート。

(5) GSS 接続において使用する IP アドレスの調整

各府省庁の個別システムに対する IP アドレスの払出しの希望調整、払出における妥当性の確認・当該作業の可視化・ドキュメント化（フォーマット整備を含む）、当該作業におけるルール化の検討。

5. 作業工数

「4.作業内容」において、記載した各種作業においては、以下の「表1（想定作業工数）」のとおり作業工数を想定している。

（表1 想定作業工数）

| 役割 | 工数（人月） | | | | | | | 役割合計 |
|------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 責任者 | 0.15 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.75 |
| 担当① | 0.3 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 1.5 |
| 担当② | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 3.5 |
| PL① | 0.4 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 6.4 |
| PL② | 0.3 | 0.9 | 0.9 | 0.9 | 0.9 | 0.9 | 0.9 | 5.7 |
| PL③ | 0.3 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 6.3 |
| 担当① | - | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 6.0 |
| 月別合計 | 1.95 | 4.7 | 4.7 | 4.7 | 4.7 | 4.7 | 4.7 | 30.15 |

6. 基本事項

- (1) 提出書類：受注者は、契約後速やかに作業体制図、作業スケジュールを提出すること。また、「4. 作業内容（5）」に記載している GSS 接続において使用する IP アドレス払出作業に係るドキュメント化においては、作成方法等において

は、当庁と協議を行うこと。なお、当該作業における成果物については、最終期限は、契約終了時とするものの、作成において、随時当庁と協議の上、進めることとする。

(2) 既設設備の使用：受注者は、契約履行のために発注者の既設設備を使用する場合は、発注者の業務に支障がない限り、所定の手続きを経て使用できるものとし、作業終了後は確実に原状回復させること。

(3) 作業場所：受注者においては、当庁（東京都千代田区紀尾井町1-3）の指定場所において、当該作業を実施すること。また、必要に応じて、当庁許可のもと、リモートでの作業実施も可能とする。

(4) 契約不適合責任

① 発注者は、受注者に対し、成果物が契約の内容に適合しないものであるとき（ただし、発注者が契約の内容に適合しないことを契約締結前に認識している場合を除く。）は、成果物の補修による履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

② ①の場合において、発注者が、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期限内に履行の追完がないときは、発注者はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

③ ①の場合において、契約の不適合により損害を被ったときは、発注者は、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。

④ ①から③の請求に当たっては、受注者が契約に不適合な成果物を引き渡した場合において、発注者は本件契約における受注者の運用保守業務の終了後1年以内に、受注者に対して不適合の内容を通知するものとする。

(5) その他

① 受注者は、業務遂行に当たり、担当職員と十分協議の上、実施すること。

② 本仕様書は、基本事項を定めたものであるから、本仕様書に記載のない事項であっても、本仕様書の定める基本的役務を満足するために必要な細部の具備すべき事項については、当然満足させるものとする。

③ 受注者が本契約を履行する上で必要となる文書及びデータは、発注者に対して開示を求めることができる。

④ 受注者は、本業務について、一括して第三者に再委託してはならない。業務達成のため、業務の一部を第三者に再委託することを必要とするときは、

受注者は、あらかじめ別途指示する再委託承認申請書を発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。

- ⑤ 受注者は、業務上知り得た情報を第三者へ漏らしてはならない。
- ⑥ 本仕様書について疑義が生じた場合は、担当職員と協議するものとする。

7. その他

- (1) 受注者は、作業実施中に、人身・物損事故等の事故が発生した場合には、発注者に遅滞なく報告し、発注者の指示に従うこと。また、その損害の補償等は、受注者の責任において行うものとする。
- (2) 本業務の従事者は、名札・腕章等の着用などにより、当該者が本作業の従事者であることが明らかに認識できるようにしておくこと。
- (3) 業務に直接関係のない場所に濫りに立ち入らないこと。
- (4) 建物管理上の定められた注意事項については、必ず従うこと。
- (5) 本業務を実施するに当たって、別添「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏えい、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (6) 関係者等に対しメールによる連絡をする場合に当たっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。
- (7) 本業務の遂行に当たっては、標準ガイドラインに基づき、作業を行うこと。具体的な作業内容及び手順などにおいては、標準ガイドラインを参考とすること。

なお、標準ガイドラインが改訂された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

以下に示す各種ガイドライン（最新版）及び関連する施策の動向に注意すること。

- ・「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続きに関する申し合わせ」（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ）
- ・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和 5 年 7 月 4 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）

8. 仕様書の問い合わせ先

デジタル庁 省庁業務サービスグループ担当 若月、荒井

メール：gabakurassetsuzoku@digital.go.jp

※メール送付の際には、●を@にすること。

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者(以下「業務従事者」という。)に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはなら

ない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(再委託の制限等)

6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年 1 回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

10 発注者受注者は、業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。受注者は、本件業務の行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは

在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、确实かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去(以下「廃棄等」という。)しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

14 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。